

ペットボトルリサイクル 入札制度の変更案

平成29年12月

入札制度の変更案の目的・ポイント

- ペットボトルのリサイクルについては、昨年度の審議会報告書にあるとおり、「資源の有効利用や再生材の適正処理の確保などの観点から、国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくべきである」。
- 独自処理を実施している市町村の中には、ペットボトルの適正な処理を確認していないところもあることから、安定的な国内循環を確保していくためには、市町村に指定法人ルートを活用してもらうことが重要である。
- そのためには、市町村が分別収集・選別保管のコストを負担した上で、一般的には有価で売却しているところであり、再商品化事業者の決定に当たり、市町村の意向を少しでも反映できる仕組みを設け、指定法人ルートへの誘導・定着を図っていくべきではないか。
※市町村から、再商品化手法を自治体が柔軟に選択できるよう国への要望が出されている。
- 第3回検討会に提示した環境省案は、市町村の希望に沿った再商品化事業者であれば入札価格に関わらず落札できるものだったが、今回提示する変更案は、最高入札価格との差が1割以内であった場合に限り、市町村の希望に沿った再商品化事業者を優先させるもの。
- 市町村にとっても再商品化事業者等の取組についてより深い理解を得ることができ、市民への情報提供が充実し、市民の分別収集への参加が促進され、結果として質の高いリサイクルや分別収集量の拡大による資源の安定確保と好循環が期待される。

入札制度の変更案のイメージ①

< 1. 市町村が任意で希望を選択 >

- 市町村は、指定法人への引渡申込に当たって、以下の選択肢に対して、指定保管施設ごとに任意で希望を提示することができるようにする。

- 選択肢①：再商品化製品が主に**繊維**にリサイクルされる再商品化事業者
- 選択肢②：再商品化製品が主に**シート**にリサイクルされる再商品化事業者
- 選択肢③：再商品化製品が主に**ボトル**にリサイクルされる再商品化事業者
- 選択肢④：再商品化製品が主に**成形品**にリサイクルされる再商品化事業者
- 選択肢⑤： **同一市町村区域内**に工場が立地する再商品化事業者
- 選択肢⑥： **同一都道府県区域内**に工場が立地する再商品化事業者

※ 指定保管施設ごとに複数選択可で、選択しないことも可能。

※ 各選択肢について、どのような事業者がどの程度存在するかをあらかじめ市町村に対して情報提供することが必要。

※ 選択肢①～④については、再商品化事業者の前年度実績を基に判断。複数品目にリサイクルされている場合は、前年度最も割合の大きい品目を「主に」リサイクルされる品目とする。

※※ 市町村が希望を選択した場合は、入札に当たって再商品化事業者が確認できるようにする。

入札制度の変更案のイメージ②

<2. 入札選定ルール>

- 従来どおり指定保管施設ごとに価格競争による入札を基本とする。
- その上で市町村が希望を提示した場合、有償入札（有価で売却される場合）に限り、市町村の希望に沿った再商品化事業者の入札価格が最も高い入札価格を下回った場合であっても、その差が**1割以下**の場合には、当該市町村の希望に沿った再商品化事業者を優先して選定する。



※市町村の希望が提示されても、希望に沿った再商品化事業者の入札価格と一番札の価格差が1割を超える場合など、必ずしも希望どおりとならない。

※希望に沿った再商品化事業者の入札価格は一番札より安くても落札することが可能となるため、市町村にとっては、希望を示さない場合と比べて、有償金が減少する可能性があることに留意する必要がある（価格差が1割以内に限り優先されるため、減少幅は限定的）。

※再商品化事業者がどのような用途の利用事業者に再生材を引き渡すかは需給を考慮したうえで判断するものであり、市町村の希望による制約は受けない。

(参考) 市町村への意向照会の結果

- 市町村に対して、入札制度の変更案を導入した場合の対応方針について意向調査を実施。（平成29年7～8月）
- 制度変更により、独自処理量全体のうち約50%（41,861ト）が指定法人ルートへ「移行」又は「移行を検討」と回答。

<制度変更を前提とした今後の対応について>

現在の方法	回答内容	自治体数	指定法人引渡量 (t)	独自処理量 (t)
独自処理 (全量又は一部)	指定法人ルートへ移行 (予定)	23	736	7,581
	指定法人ルートへの移行を検討	202	8,969	34,280
	独自処理を維持	402	18,451	41,502
指定法人ルート	指定法人ルートを継続	950	147,900	0
	指定法人ルート継続の方向検討	70	23,490	0
	独自処理に移行を検討	5	599	0

今後の進め方

- 今後、環境省、経済産業省、容リ協において、関係者の意見を踏まえながら、制度の詳細設計を検討していく。その際、例えば、以下のような取組を行い、詳細な運用ルールを決めてはどうか。
 - ・市町村に対して、制度変更を行った場合どの選択肢を選択するか、又は、選択しないか、アンケート調査を実施
 - ・再商品化事業者に対して、市町村の希望に沿っている場合と沿っていない場合で入札行動がどのように変化するか、アンケート調査を実施
- また、検討に当たっては、システム改修費用や運用コストが必要最小限となるよう留意する。
- 導入時期は、中国の輸入規制の影響を見つつ、最速で平成31年度以降の導入を念頭に検討を進める。